別表１　提出図書の一覧表

申請書の製本の際には提出図書の一覧表の小分類の番号順に整理しその目録を作成し、表紙の次に添付してください。なお、申請書はそれぞれ控図書に添付してください。

※　これらの書類を申請者本人以外の者が提出する場合は、委任状を添付してください。

１　開発許可申請　　○印 … 添付　　△印 … 該当する場合は添付　　－印 … 添付不要

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
1	A	開発行為許可申請書	第１号	○	○	○	法第30条
2	A	開発行為に関する協議の一覧表	第２号の１	○	○	○	
	B	都市計画法第32条の規定による協議申請書	第４号	○	○	○	※本表下を参照
	C	都市計画法第32条の規定による同意書（放流先水路管理者）		○	○	○	同上
	D	同上（道路管理者）		○	○	○	同上
	E	同上（公共施設用地の交換帰属）		△	△	△	同上
	F	法第40条第１項の適用を受ける公共施設用地の交換帰属の明細書	第４号	△	△	△	同上
3	A	公　　図		○	○	○	3か月以内有効
	B	土地の登記事項証明書		○	○	○	3か月以内有効
4	A	土地の登記関係一覧表	第２号の４	○	○	○	
	B	施行の妨げとなる権利者の同意書	第２号の５	○	○	○	
	C	同意者の印鑑証明書		○	○	○	
5	A	申請者の資力及び信用・工事施行者の能力に関する書類(別表３参照)		○	△	－	△は1ha以上
	B	資金計画書	第２号の２	○	△	－	△は1ha以上
6	A	設計者の資格調書	第２号の３	△	△	△	1ha以上
	B	設計者の資格証明書（別表４参照）		△	△	△	同上
7		市街化調整区域内の場合は法第34条に該当することを証する図書（別表２参照）		△	△	△	
8		他法令による許可等の写し		△	△	△	
9	A	位　置　図		○	○	○	
	B	附近見取図		○	○	○	位置図と兼用可
	C	求　積　図		○	○	○	
	D	現　況　図		○	○	○	
	E	土地利用計画図（開発登録簿要とは別）		○	○	○	
	F	造成計画平面図		○	○	○	
	G	切盛分布図		○	○	○	
	H	造成計画縦横断面図		○	○	○	
	I	がけの断面図		△	△	△	
	J	擁壁の断面図		△	△	△	
	K	道路計画縦横断面図		△	△	－	

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
9	L	道路構造図		△	△	－	
	M	排水施設計画平面図		○	○	○	
	N	排水流域図		○	○	△	
	O	排水施設縦横断面図		○	○	－	
	P	排水施設構造図		○	○	○	
	Q	給水施設計画平面図		○	○	－	
	R	工作物構造図		△	△	△	
10	A	構造計算書（擁壁）		△	△	△	
	B	流量計算書		○	○	△	
	C	工作物等の施設の能力に関する計算書		△	△	△	
11	A	防災計画図		△	△	－	1ha以上
	B	防災連絡用の書類（国土交通省用）		△	△	－	50ha以上
12		開発登録簿（裏面に土地利用計画図を添付）	第３号	○	○	○	
13		市長が必要と認める書類		△	△	△	

※　県土整備事務所へ協議・同意申請する場合は県様式を使用してください。（福岡県の審査基準に様式あり）

２　開発許可に係る承認、届出等

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
1	A	工事着手届出書	第15号	○	○	○	細則第６条
	B	現況写真（許可標識も確認できること）		○	○	○	
2	A	工事完了届出書	第16号	○	○	○	法第36条
	B	土地の登記関係一覧表	第２号の４	○	○	○	
	C	公　　図		○	○	○	分筆後のもの
	D	土地の登記事項証明書（公共施設のみ）		△	△	△	帰属する公共施設の部分は写しで可
	E	確定測量図（公共施設のみ）		△	△	△	
	F	完成平面図		○	○	○	
	G	竣工写真		○	○	○	
	H	工事工程写真		○	○	○	
	I	市長が必要と認める書類		△	△	△	
3	A	公共施設工事完了届出書（帰属のみ）	第17号	○	○	○	法第36条
	B	登記承諾書兼登記原因証明情報		○	○	○	
	C	印鑑証明書		○	○	○	
	D	２のＣ～Ｆ		○	○	○	
	E	位置図		○	○	○	
	F	市長が必要と認める書類		△	△	△	
4	A	開発行為に関する工事の廃止の届出書	第18号	○	○	○	法第38条
	B	同上に係る理由書及び防災措置		○	○	○	
	C	現況平面図		○	○	○	
	D	現況写真		○	○	○	
	E	市長が必要と認める書類					
6	A	地位承継届出書（一般承継）	第19号	○	○	○	法第44条
	B	地位承継の事由を証する書類		○	○	○	
	C	市長が必要と認める書類		△	△	△	
7	A	地位承継承認申請書（特定承継）	第20号	○	○	○	法第45条
	B	地位承継の原因を証する書類		○	○	○	
	C	地位承継承諾書	第20号－参考	○	○	○	（権利者）
	D	公　　図		○	○	○	３か月以内有効
	E	土地の登記事項証明書		○	○	○	３か月以内有効
	F	施行の妨げとなる権利者の同意書		○	○	○	所有権者のみ
	G	同意者の印鑑証明書		○	○	○	
	H	申請者の資力及び信用に関する書類（別表３参照）		○	△	－	△は1ha以上
	I	市長が必要と認める書類		△	△	△	
5	A	建築等承認申請書	第21号	○			法第37条

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
	B	誓約書（申請者、施工者、設計者）	第21号－参考	○			
	C	位置図		○			
	D	現況平面図		○			
	E	現況写真		○			
	F	建築物等の平面図		○			
	G	市長が必要と認める書類		△			用途によっては立面図

3　建築許可申請等

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
1	A	予定建築物等以外の建築等許可申請書	第23号	○			法第42条
	B	公　　図		○			３か月以内有効
	C	位　置　図		○			
	D	附近見取図		○			
	E	用途別現況図		△			
	F	配　置　図		○			排水施設も明示すること
	G	建築物等の平面図		○			
	H	法第34条各号に該当することを証する図書		△			別表２参照
	I	市長が必要と認める図書		△			
2	A	建築行為等許可申請書	第24号	○			法第43条
	B	公　　図		○			３か月以内有効
	C	土地の登記事項証明書		○			３か月以内有効
	D	建築行為等同意書	第24号－参考	△			所有権者のみ
	E	同意者の印鑑証明書		△			
	F	法第34条各号に該当することを証する図書		○			別表４参照
	G	位　置　図		○			
	H	附近見取図		○			
	I	求　積　図		○			
	J	現　況　図					
	K	現況敷地横断図					
	L	現況写真					
	M	配　置　図		○			排水施設も明示すること
	N	敷地縦横断面図		○			
	O	擁壁の断面図		△			
	P	建築物等の平面図、立面図		○			
	Q	建築物等の求積図		○			容積率建ぺい率も明示すること
	R	市長が必要と認める図書		△			
3	A	証　明　願	第26号	○			
	B	公　　図		○			３か月以内有効
	C	土地の登記事項証明書		○			３か月以内有効
	D	位　置　図		○			
	E	附近見取図		○			
	F	求　積　図		○			
	G	現　況　図		○			
	H	土地利用計画平面図		○			

図書区分		申請図書（添付書類を含む）	様式番号	種別			備考
				自己外	自己業務用	自己居住用	
3	I	建築物等の平面図		○			
	J	現況写真		○			
	K	市長が必要と認める書類		△			

別表２　法第 34 条に関する申請に必要な図書

各号	内容	必要な図書
第１号	日用品店舗等	1　周辺建築用途現況図（Ｓ：１／2,500～3,000） 2　配　置　図（Ｓ：１／300） 3　各階平面図、立面図（Ｓ：１／100） 4　販売、加工、修理等の業務内容 5　営業に必要な免許証の写し等
第２号	資源の利用に必要な施設	1　資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面（Ｓ：１／300） 2　施設の配置図（Ｓ：１／300） 3　利用目的、利用方法、利用対象、規模等 4　平面図、立面図
第４号	農林漁業用施設	1　利用目的、利用方法、利用対象、規模等 2　生産地との関係、取扱量 3　配　置　図 4　平面図、立面図
第６号	中小企業団地	1　全体配置図（Ｓ：１／500） 2　事業の概要を説明する書類 3　配　置　図 4　平面図、立面図
第７号	関連工場	1　既存工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 2　申請工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 3　両工場の関連を説明する書類（作業工程及び原材料、製品等の輸送等） 4　全体計画平面図、立面図 5　配　置　図
第８号	火薬庫	1　周辺建物用途別現況図（Ｓ：１／500） 2　配　置　図 3　建物の平面図、立面図 4　火薬類の貯蔵に関する概要
第９号	市街化区域に建築が困難なもの（給油所等）	1　周辺建物用途別現況図（Ｓ：１／500） 2　配　置　図 3　建物の平面図、立面図 4　業務内容を説明する書類
第11号	条例に基づく指定区域	1　周辺連たん現況図（Ｓ：１／2,500～3,000） 2　自己の居住用の住宅であることを示すア～エの書類（自己用住宅のみ） ア　誓約書 イ　印鑑証明書 ウ　住民票 エ　無資産証明書 3　建物の平面図、立面図

第12号	条例に基づく指定区域		1　自己の居住用の住宅であることを示ア～エの書類（自己用住宅のみ） ア　誓約書 イ　印鑑証明書 ウ　住民票 エ　無資産証明書 2　建物の平面図、立面図
	自己用住宅（共通）		1　市街化調整区域における住宅確保の必要性を示す書類 ア　申請理由書 兼 誓約書 イ　印鑑証明書 ウ　資産・無資産証明書 エ　住民票 2　建物の平面図、立面図
		分家住宅	3　開発区域と本家所在地との位置関係図（S：1／2,500～3,000） 4　本家の構成員であることを示す戸籍謄本 5　申請者の勤務先証明書 6　当該開発地以外に適切な利用可能な土地がないことを示す書類 ア　本家の資産証明書（名寄帳兼課税簿） イ　当該開発地の贈与証明書（又は賃貸証明書） 7　申請者の世帯員に関する書類 ア　誓約書（申請者と連名可） イ　印鑑証明書 ウ　無資産証明書
		既存集落内の自己用住宅	3　周辺連たん現況図（S：1／2,500～3,000）
		収容移転	3　収用証明書 4　事業認可等の写し 5　開発区域と収用地との位置関係図（S：1／2,500～3,000） 6　収用地・建築物の概要が分かるもの（図面、登記事項証明書等）

※　その他、市長が必要と認める書類を求めることがあります。

別表３　申請者の資力・信用及び工事施行者の能力に関する書類

区分	添付書類	申請者	
		法人の場合	個人の場合
申請者の資力及び信用に関する書類	１　法人の登記事項証明書	○	－
	２　最近の事業年度における法人事業税に関する納税証明書又は市民税に未納がないことの証明書（市税収納推進課）	○	－
	３　最近の事業年度における所得税に関する納税証明書又は未納の税額がないことの証明書（税務署発行）	－	○
	４　事業経歴書（宅地造成に係るもの）	○	○
	５　預金残高証明書※１	△	△
	６　銀行その他から融資をうける場合は融資額証明書※１	△	△
	７　工事請負契約書又は工事請負見積書※１	△	△
	８　宅地建物取引業者免許済を証する書類※２	△	△
	９　固定資産の評価証明書※３	－	△
区分	添付書類	工事施行者	
		法人の場合	個人の場合
工事施行者の能力に関する書類	１　建設業法第３条第１項の規定による建設業（土木工事業）許可済であることを証する書類（ただし同法施行令第１条の２により 500 万円未満の工事に係るものを除く）	○	○
	２　法人の登記事項証明書	○	－
	３　事業経歴書	○	○

※１　開発区域面積１ha以上の場合又は市長が必要と認める場合添付

※２　分譲目的の場合添付

※３　市長が必要と認める場合添付

別表４　設計者の資格について

開発行為に関する工事のうち、周辺に大きな影響を与え、また設計について専門的な能力を要すると考えられる１ha以上の開発行為は、次に示す資格を有する者が設計したものでなければなりません（規則第 19 条）。

１　開発区域の面積が１ｈａ以上 20ｈａ未満の工事

イ　大学（短大を除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後２年以上の実務経験者　※1

ロ　３年制の短大（夜間において授業を行うものを除く）において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後３年以上の実務経験者　※1

ハ　短大、高専又は旧専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後４年以上の実務経験者　※1

ニ　高校又は旧中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業後７年以上の実務経験者　※1

ホ　技術士法による第２次試験のうち国土交通大臣の定める部門※2に合格した者で２年以上の実務経験者　※1

ヘ　一級建築士で２年以上の実務経験者　※1

ト　土木、建築、都市計画又は造園に関する 10 年以上の実務経験者※（うち７年以上は、宅地開発に関する実務経験者※1であること）で国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習※3を修了した者

チ　大学の大学院又は専攻科（旧大学令による大学の大学院又は研究科）で１年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、１年以上の実務経験者

※1その他国土交通大臣がイからトと同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

２　開発区域の面積が 20ｈａ以上の工事

イ　前号のいずれかに該当するもので、20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計※4にかかる図書の作成に関する実務に従事したことのある者

ロ　国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めた者

※１　実務経験とは、宅地造成工事の設計図面の作成、宅地造成工事の監理の経験をいう。

※２　国土交通大臣が定める部門とは、建設部門、水道部門及び衛生工学部門である。

※３　国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条第１号から第４号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を定める件で、大臣認定を受けて昭和 44 年以前に行われた講習を含む。

※４　総合的な設計とは、開発行為全体の設計経験をいい、例えば、擁壁の設計、排水の設計など個々の施設の設計に関する設計図書を作成した経験を有する者は該当しない。

別表５　設計製図凡例

名称	記号	名称		記号
方位	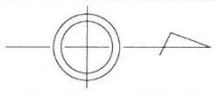	間知ブロック積擁壁		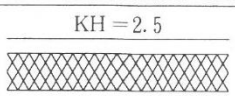
開発区域境界線		重力式擁壁		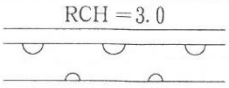
工区境界	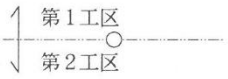	R C 擁壁		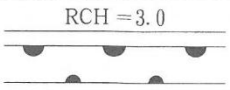
街区番号	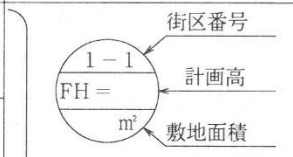	消防水利施設		
宅地番号		階段		
公共公益用地	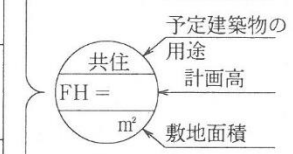	ガードレール		
造成計画高		ガードフェンス		
敷地面積	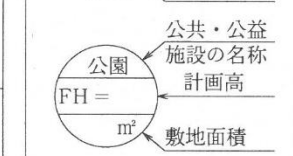	落石防護柵		
B M	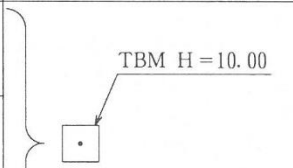	車止め		
位置		暗渠	円形	
高さ			馬蹄形	
道路番号及び巾員	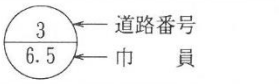		矩形	
測点	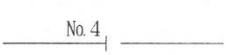		卵形	
勾配、延長	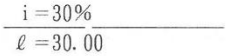	開渠	U形側溝及び寸法	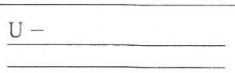
変化点	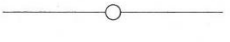		L形側溝及び寸法	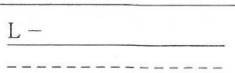
縦断曲線	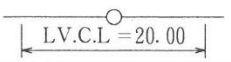		LU形側溝及び寸法	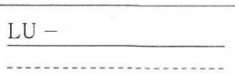
法面、勾配、高さ	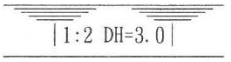		グレーチング側溝	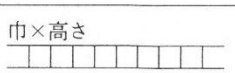
			その他の開渠	

名称	記号	名称	記号
桝類		有孔ヒューム管	
管番号 管径 勾配 管延長	雨水 ⊙ i = L = 汚水 ⊙ i = L =	盲集水桝	
		給水管	止水栓 50mm
		境界杭	
流水方向		街渠桝	
雨水管渠 汚水管渠 合流管渠	HP 300φ	現況保存	現況保存
		表土除去	表土除去100m²
		斜面段切 (斜面に盛土をする場合で段切の必要のある部分)	段切 100m²
既設管渠		公園、緑地 (広場)	緑の実線
横断暗渠	呼び名	芝工	筋芝（貼芝）
雨水円形人孔		鉄線蛇籠工 フトン籠工	
汚水円形人孔		格子枠 ブロック工	
雨水角型人孔		張ブロック工	
汚水角型人孔		供給処理施設	茶色の破線
礫暗渠		樹木	
蛇籠暗渠			

別表６　設計図の作成要領

（※　設計図には、これを作成した者がその氏名を記載すること。）

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
位　置　図	1/25,000 以上	1　方　位 2　開発地域（朱書き） 3　開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4　各鉄道駅からの交通機関の系路名称 5　開発区域内において排水される雨水・汚水の流末 6　用途地域及びその他規制区域等	・地図（地形図）に表示のこと ・規制区域等は、開発区域及びその周辺について図示のこと。
附近見取図	1/2,500 1/3,000 以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　土地の形状 4　県界及び市町村界と名称 5　市町村の区域内の町又は字の境界と名称 6　都市計画区域界と名称	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・現況図にまとめて図示してもよい。
現　況　届	1/1,000 以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　道路・河川・水路の幅員 4　地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 5　開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 6　行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 7　現況写真との照合符号と撮影方向 8　樹木又は樹木の集団及び切土又は盛土を行う部分の表土の状況	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあっては規模が１ha以上の開発区域について記載すること。
土地利用計画図	1/1,000 以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　工区界 4　道路の位置、形状、幅員 5　公共・公益的施設の位置及び形状 6　予定建築物の敷地の形状、面積 7　敷地に係る予定建築物の用途 8　樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 9　凡　例	・予定建築物の用途は住宅・共同住宅・店舗・○○工場と具体的に各敷地毎に記入すること。 ・この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。
求　積　図	1/500 以上	1　方　位 2　開発区域の全面積	

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
求　積　図	1/500 以上	3　道路・水路・公園、広場等の公共・公益的施設を区別した空地の面積 4　工区別の面積	・求積図の代わりに求積書を添付してもよい。
造成計画平面図	1/1,000 以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　切土又は盛土及び表土復元部分の色別 4　がけ・擁壁・法面の位置、形状及び記号 5　道路の位置、形状、延長、角切長さ、幅員勾配及び記号 6　道路の中心線とその測点及び計画高 7　敷地の形状及び計画高 8　街区長辺及び短辺の長さ 9　公園・緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形状、規模及び名称 10　工区界 11　地形（現況線） 12　縦横断線の位置及び記号 13　ベンチマークの位置及び高さ 14　消防水利施設の名称、位置及び形状 15　遊水池（調整池）の位置及び形状 16　凡　例	・現況図は細線で記すこと（等高線は２ｍの標高差を示すこと）。 ・道路、擁壁、のり、公園等を色別すること。
切盛分布図	1/500 以上	1　切土・盛土・表土の復元をする土地の部分	・切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。
造成計画縦横断面図	1/500 以上	1　縦横断面線記号 2　区域境界位置 3　基準線（ＤＬ） 4　現地盤面及び計画地盤面 5　切土・盛土・表土復元の色別 6　がけ・擁壁・道路の位置、形状及び記号 7　ボックスカルバート、無孔管暗渠、その他構造物の位置、形状、勾配及び保護の方法 8　法面の位置、形状、勾配及び保護の方法	・現況図は細く、計画線は太く表示のこと。 ・切土部は黄色、盛土部は緑色、表土復元部は桃色の各々淡色で色別すること。 ・区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
排水施設計画平面図	1/500 以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　排水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法、勾配 4　水の流れの方向 5　吐口の位置	・放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
排水施設計画平面図	1/500以上	6　放流先河川、水路の名称 7　排水施設の記号 8　流量計算書との照合符号 9　道路・公園その他の公共・公益的施設及び　予定建築物の敷地等の計画高 10　汚水処理場の位置、形状 11　凡　例	
給水施設計画平面図	1/500以上	1　方　位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　給水施設の位置、種類、形状、材料及び内のり寸法 4　取水方法及び位置 5　消火栓の位置及び種類 6　ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状	・取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水計画平面図にまとめて図示してもよい。
道路計画縦断面図	1/500以上	1　測点 2　勾配（%） 3　計画地盤図 4　計画地盤高 5　単距離及び追加距離 6　基準線（ＤＬ） 7　道路記号	・区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
排水計画縦断面図	1/500以上	1　測点 2　排水渠勾配及び管径 3　管底高 4　人孔種類、位置及び記号 5　人孔間距離 6　基準線（ＤＬ） 7　排水施設記号	・道路計画縦断面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	1/500以上	1　がけの記号 2　がけの高さ及び勾配 3　土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) 4　がけ面の保護の方法 5　現地盤面 6　がけの前後地盤面	・現況線は細く、計画線は太く表示のこと。
擁壁の断面図	1/50以上	1　擁壁の記号 2　擁壁の寸法及び勾配	

図面名称	縮尺	明示すべき事項	備考
擁壁の断面図	1/50 以上	3　擁壁の材料の種類及び寸法 4　裏込コンクリートの品質及び寸法 5　透水層の位置及び寸法 6　水抜穴の位置、材料及び内径寸法 7　基礎構造の種類と寸法 8　基礎地盤の土質 9　基礎くいの位置、材料及び寸法 10　擁壁を設置する前後の地盤面	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。
排水施設構造図	1/50 以上	1　排水施設の記号 2　開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3　放流先河川、水路の名称、断面、水位（低水位、高水位）及び吐口の高さ	・鉄筋コンクリート造擁壁のときは配筋図が必要。
道路構造図	1/50 以上	1　道路の記号 2　道路の幅員構成 3　横断勾配（%） 4　路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 5　道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法	・排水計画図にまとめて図示してもよい。
工作物構造図	1/50 以上	1　施設の名称 2　施設の寸法、材料の詳細	・橋梁、終末処理施設、消防水利施設等
防災計画図	1/2,500 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　等高線 4　計画道路位置 5　段切位置 6　表土除去範囲 7　ヘドロ除去範囲及び除去深さ 8　工事中の雨水排水系路及び沈砂池 9　防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10　防災施設の設置時期及び期間 11　凡　例	・相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 ・防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図	1/1,000 以上	1　方位 2　開発区域の境界（朱書き） 3　集水系統ブロック別に色分け 4　地表水及び排水施設の水の流れの方向 5　流量計画書との照合符号	・区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。 ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。

別表７　都市計画法に基づく開発許可事務等標準処理期間

許可・承認等の区分	根拠法令条項	標準処理期間（日）		
開発行為の許可（５ha未満）	法第29条第1項、第2項			２５
〃（５ha以上２０ha未満）	〃			４５
〃（２０ha以上）	〃			５０
開発行為の変更許可	法第35条の2第1項			２５
工事完了公告前の建築等承認	法第37条第1号			２０
建築物の敷地等に関する制限の例外許可	法第41条第2項			２０
予定建築物以外の建築等許可	法第42条第1項			２０
開発許可を受けた区域以外における建築等許可	法第43条第1項			２０
開発許可に基づく地位の承継の承認	法第45条			２０
工事完了検査及び検査済証の交付	法第36条第2項			３０
開発登録簿の謄本交付	法第47条第5項			5
諸証明書等の交付				２０

注１　ここでいう標準処理期間とは、適法な申請が行政庁に到達してから処分に至るまで通常要すべき標準的な期間であって、行政庁の責に帰すことのできない事情により要する期間は含まない。

注２　開発審査会に付議するために要する期間（通常１か月）は、標準処理期間に含まない。

注３　他法令の許認可等を必要とする開発行為に係る許可・承認等であって、当該他法令の許認可等と同時に行うものについては、この表に定める標準処理期間を適用しない。

別表８　申請等手数料

申請の際は次に掲げる手数料が必要です。

１　開発行為許可申請手数料

ア　当初申請の場合（法第29条）

開発行為の種類	⑴　主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	⑵　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	⑶　その他の場合
開発区域の面積	手数料	手数料	手数料
0.1ha未満のとき	8，600円	13，000円	86，000円
0.1ha以上 ～ 0.3ha未満	22，000円	30，000円	130，000円
0.3ha以上 ～ 0.6ha未満	43，000円	65，000円	190，000円
0.6ha以上 ～ 1.0ha未満	86，000円	120，000円	260，000円
1.0ha以上 ～ 3.0ha未満	130，000円	200，000円	390，000円
3.0ha以上 ～ 6.0ha未満	170，000円	270，000円	510，000円
6.0ha以上 ～ 10.0ha未満	220，000円	340，000円	660，000円
10.0ha以上のとき	300，000円	480，000円	870，000円

イ　変更申請の場合（法第35条の２）

変更理由	手数料（左の理由の一つに該当する場合	手数料（左の理由に二つ以上該当する場合）
イ．設計の変更（ロを除く）	開発区域の面積に応じ上表に規定する額の 10 分の１	イ＋ロ＋ハ
ロ．新たな土地の区域への編入による変更（第 30 条第１項第１号～４号に掲げる事項の変更）	新たに編入される面積に応じ、上表に規定する額	
ハ．その他の変更	10，000円	

ただし、イロハの合計額が１件の申請で８７万円を超えるときの手数料は８７万円とする。

2　市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料（法第41条第２項ただし書）

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	市長が建築物の形態制限区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	46，000円

3　予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第１項ただし書）

開発許可を受けた土地における建築等の制限の特例	用途地域等が定められているとき、または市長 が利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合	26，000円

4 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満の場合	6，900円
	0.1ha以上 ～ 0.3ha未満の場合	18，000円
	0.3ha以上 ～ 0.6ha未満の場合	39，000円
	0.6ha以上 ～ 1.0ha未満の場合	69，000円
	1.0ha以上の場合	97，000円

5　開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料（法第45条）

承認申請の種類	手数料
（1）主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満のものである場合	1，700円
（2）主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール以上のものである場合	2，700円
（3）（1）及び（2）以外のものである場合	17，000円

6　開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第４項）

開発登録簿の写し	１枚当たり	470円

7　諸証明手数料関係

土地又は建物に関する諸証明	１件当たり	200円

別表９　開発行為許可標識の表示

法第 29 条の規定に基づく開発行為の許可を受けた者は、市細則規則第 15 条第１項の規定に基づき、開発行為許可標識を当該開発行為に係る工事の期間中及び工事完了後相当の期間、当該工事の現場の見やすい場所に掲示してください。

許可標識の表示例

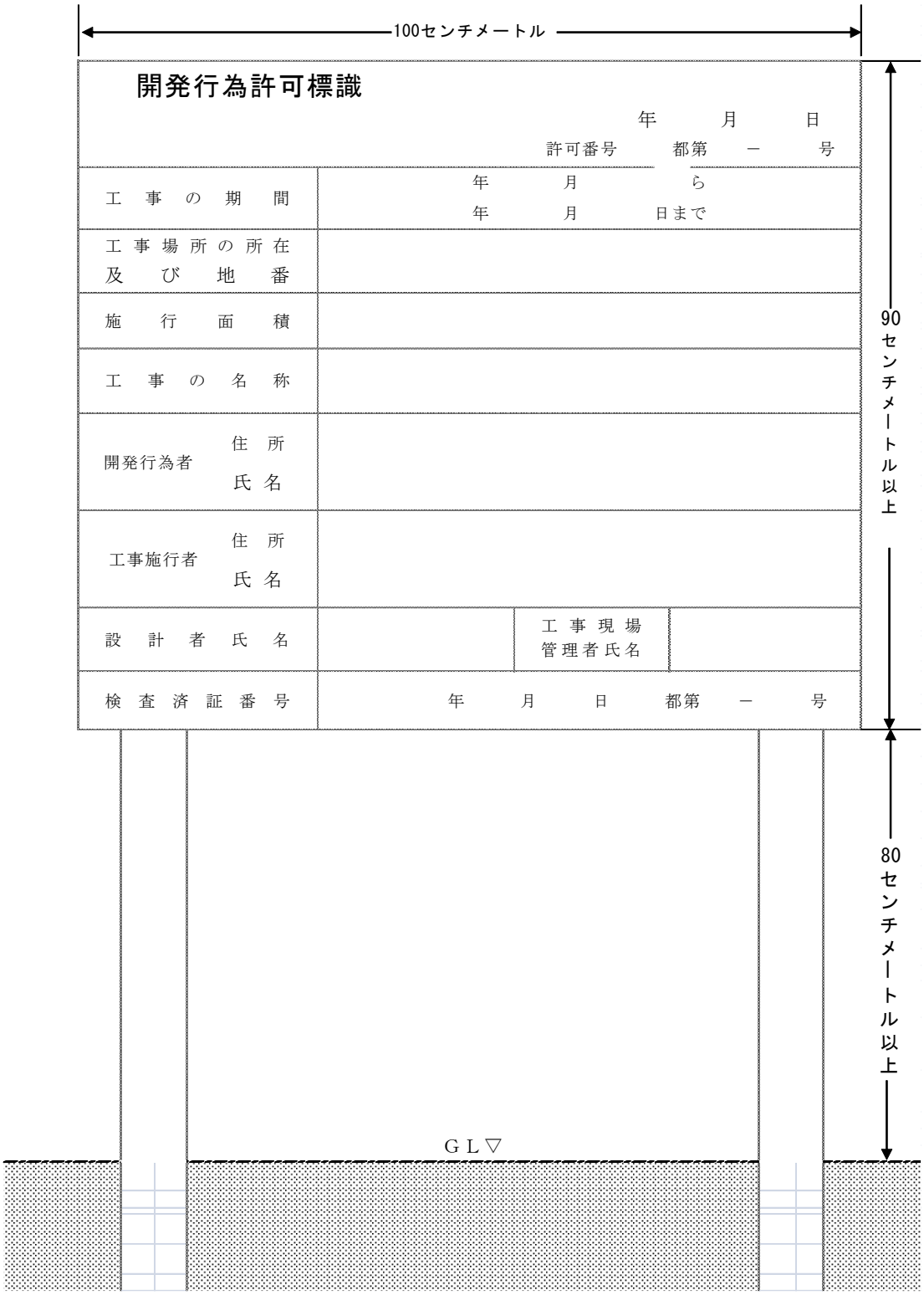

別表 10　日常生活関連業務［法第 29 条第 1 項第 11 号（令第 22 条第６号）・法第 34 条第１号］

（分類は、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）による。）

大分類Ｉ　卸売業，小売業のうちで該当するもの

中分類	小分類	細分類		細分類に含まれる業種の例示	令第 22 条第６号該当	法第 34 条第１号該当
57　織物，衣服，身の回り品小売業	571　呉服･服地･寝具小売業	5711　呉服・服地小売業		呉服店,反物,帯小,服地,小ぎれ,裏地,らしゃ小売業。下着類,くつ下,足袋等は（5792）	○	○
		5712　寝具小売業		ふとん,毛布,ふとん地,敷布,蚊帳,ふとん綿小売業	×	×
	572　男子服小売業	5721　男子服小売業	既製,注文を問わぬ	テーラーショップ。顧客所有の布地による仕立,加工は（7931）	○	○
	573　婦人・子供服小売業	5731　婦人服小売業	既製,注文を問わぬ	婦人服小売,婦人服仕立,洋裁店。顧客所有の布地による仕立,加工は（7931）	○	○
		5732　子供服小売業	既製,注文を問わぬ	子供服小売，子供服仕立業	○	○
	574　靴・履物小売業	5741　靴小売業	各種靴類	靴,ゴム靴,地下足袋小売業。中古靴小売は（6098），靴修理は（9093）	○	○
		5742　履物小売業(靴を除く)		げた屋,草履,スリッパ小売業	○	○
	579　その他の織物･衣服･身の回り品小売業	5791　かばん・袋物小売業		かばん,ハンドバック，袋物,トランク小売業	○	○
		5792　下着類小売業			○	○
		5793　洋品雑貨，小間物小売業		洋品店,装身具,ワイシャツ,ふろしき,タオル,足袋,靴下小売業	○	○
		5799　他に分類されないもの		洋傘,和傘,ステッキ,白衣小売業	○	○
58　飲食料品小売業	581　各種食料品小売業	5811　各種食料品小売業	各種食料品を一括して小売する	各種食料品店,食料雑貨店	○	○

	582	野菜・果実小売業	5821	野菜小売業		八百屋,野菜小売業	○	○
			5822	果実小売業		果物屋,果実小売業	○	○
	583	食肉小売業	5831	食肉小売業（卵,鳥肉を除く）		肉屋,獣肉,塩臓肉,冷凍肉,肉製品小売業	○	○
			5832	卵,鳥肉小売業		卵,鳥肉小売業	○	○
	584	鮮魚小売業	5841	鮮魚小売業		魚屋,鮮魚,貝類,かき,川魚,食用かえる,冷凍魚小売業	○	○
	585	酒小売業	5851	酒小売業		酒屋	○	○
	586	菓子・パン小売業	5861	菓子小売業(製造小売)	製造小売	洋菓子,和菓子,干菓子,駄菓子,せんべい,あめ,ケーキ,饅頭,餅,アイスキャンデー小売業	×	×
			5862	菓子小売業	製造小売でないもの		○	○
			5863	パン小売業(製造小売)	製造小売	パン小売業。 調理パン小売は(5895)	×	×
			5864	パン小売業	製造小売でないもの		○	○
	589	その他の飲食料品小売業	5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするもの)		コンビニエンスストア	○	○
			5892	牛乳小売業		牛乳小売業,牛乳スタンド	○	○
			5893	飲料小売業		清涼飲料,ミネラルウォータ小売業	○	○
			5894	茶類小売業		茶,こぶ茶,コーヒー,ココア,紅茶,麦茶小売業	○	○
			5895	料理品小売業	主として各種の料理品(折詰料理,惣菜など)の小売	惣菜屋,折詰,揚物小売業,弁当仕出屋,調理パン小売業,駅弁売店	○	○
			5896	米穀類小売業		米麦,雑穀,豆類小売業	○	○

			5797	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	製造小売でないもの	豆腐,こんにゃく,納豆,つくだ煮,漬物,たいみそ,ちくわ,おでん材料小売業	○	○
			5898	乾物小売業	水産物,農産物の乾物	乾物屋,干魚,干ぴょう,ふ,乾燥野菜,こうや豆腐小売業	○	○
			5899	他に分類されない飲食料品小売業		氷,インスタントラーメン,乳製品,調味料(塩,味噌,醤油,食酢,砂糖,食用油脂)小売業	○	○
59	機械器具小売業	591 自動車小売業	5911	自動車(新車)小売業		自動車(新車)小売業	×	×
			5912	中古自動車小売業		中古自動車小売業	×	×
			5913	自動車部品・附属品小売業		自動車部品,附属品，自動車タイヤ小売業	×	×
			5914	二輪自動車小売業		二輪自動車，スクーター,原動機付自転車小売業	○	○
		592 自転車小売業	5921	自転車小売業		自転車,リヤカー,自転車部品,付属品，自転車タイヤ,チューブ小売業	○	○
		593 機械器具小売業	5931	電気機械器具小売業	中古品を除く	家庭用電気機械器具小売業	×	○
			5932	電気事務機械器具小売業	中古品を除く	電気事務機械器具小売業	×	○
			5933	中古電気製品小売業			×	○
			5939	その他の機械器具小売業		ガス器具,ミシン,石油ストーブ,度量衡器,浄水器小売業	×	○
60	その他の小売業	601 家具,建具畳小売業	6011	家具小売業		家具,洋家具,和家具,いす,机,卓子,ベッド,本箱小売業	×	×
			6012	建具小売業		建具,木製建具,金属製建具小売業	×	×
			6013	畳小売業		畳,ござ,花むしろ小売業	×	×
			6014	宗教用具小売業		仏具,神具小売業	×	×

	602	じゅう器小売業	6021	金物小売業	家庭用その他各種の金属雑貨の小売,バケツ,じょうろの板金製品の製造小売を含む	金物店,刃物,くぎ,ほうろう鉄器,アルミニウム製品,錠前小売業	○	○
			6022	荒物小売業		荒物屋,日用雑貨,ほうき,ざる,たわし,バスケット小売業	○	○
			6023	陶磁器・ガラス器小売業		瀬戸物,焼物,土器,陶器,磁器,ガラス器小売業	○	○
			6029	他に分類されないじゅう器小売業		漆器,茶道具,茶器小売業	×	×
	603	医薬品・化粧品小売業	6031	ドラッグストア		ドラッグストア	○	○
			6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)		薬局,薬店漢方薬,生薬,薬種小売業	○	○
			6033	調剤薬局		薬局,ファーマシー(調剤を主とするもの)	×	×
			6034	化粧品小売業		化粧品,香水,香油,おしろい,整髪料,石けん小売業 化粧道具小売は（5793）	○	○
	604	農耕用品小売業	6041	農業用機械器具小売業		農機具,すき,くわ,鳥獣害防除器具,畜産用機器,養蚕用機器,耕うん機,ハンドトラクター小売業	×	○
			6042	苗・種子小売業		種苗,苗木,種子小売業	×	○
			6043	肥料・飼料小売業		化学肥料,有機質肥料,複合肥料,飼料,農薬小売業	×	○
	605	燃料小売業	6051	ガソリンスタンド		ガソリンスタンド,給油所,液化石油ガス(LPG)スタンド	×	○

		6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)		薪炭,練炭,石炭,プロパンガス,灯油小売業	○	○
	606 書籍・文房具小売業	6061	書籍・雑誌小売業	古本を除く	書店,洋書取次店,古本屋,楽譜小売業。 貸本屋は(7099)	×	○
		6063	新聞小売業		新聞販売店,新聞取次店	×	○
		6064	紙・文房具小売業		洋紙,板紙,ふすま紙,障子紙,帳簿類,ノート,万年筆,鉛筆,ペン,インキ,製図用具,そろばん小売業	○	○
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6071	スポーツ用品小売業		運道具,スポーツ用品,ゴルフ,釣具,スポーツ用靴小売業	×	○
		6072	がん具・娯楽用品小売業		おもちゃ屋,人形,模型がん具,教育がん具,羽子板,娯楽用品小売業	○	○
		6073	楽器小売業		洋楽器,ピアノ,和楽器,三味線,レコード,ミュージックテープ,ＣＤ小売業	×	○
	608 写真機・写真材料小売業	6081	写真機・写真材料小売業		写真機,写真感光材料小売業。 フィルム現像,焼付は(7993)	×	○
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業		時計屋,眼鏡小売業。 時計修理は(9092) 眼鏡修理は(9099)	○	○
	609 他に分類されない小売業	6091	ホームセンター		ホームセンター	×	×
		6092	たばこ・喫煙具専門小売業	専ら煙草,喫煙具を小売するもの	たばこ,喫煙具専門小売店。 たばこ・喫煙具の小売と他の商品の小売を兼ねているものは他の商品によって分類される。	○	○
		6093	花・植木小売業		花屋,切花小売業,フローリスト。 造花小売は(6099), 苗木小売は(6042)	×	○

		6094 建築材料小売業		木材,セメント,板ガラス,ブロック小売業	×	×
		6095 ジュエリー製品小売業		宝石,金製品,銀製品,装身具小売業(貴金属製のもの)	×	×
		6096 ペット・ペット用品小売業		ペットショップ,愛がん用動物, 観賞用魚小売業	×	×
		6097 骨とう品小売業		骨とう品小売業	×	×
		6098 中古品小売業(骨とう品を除く)		中古衣服,古道具,中古家具,古建具,古楽器,古写真機,古運道具,中古靴,中古レコード小売業	×	×
		6099 他に分類されない小売業		美術品,名刺,印判,帆布,造花,標本,旗ざお,碑石小売業	×	×

大分類N　生活関連サービス業，娯楽業のうち該当するもの

中分類	小分類	細分類		細分類に含まれる業種の例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
78 洗濯・理容・美容・浴場業	781 洗濯業	7811 普通洗濯業	衣服などを原型のまま洗濯する事業	洗濯業,クリーニング業,ランドリー業	○	○
				クリーニング工場	×	×
		7812 洗濯物取次業		洗濯物取次所,クリーニング取次所	×	×
		7813 リネンサプライ業	繊維製品を洗濯し,使用させるために貸与し,使用後回収して洗濯し,これをくり返し行う	リネンサプライ業,貸おむつ業,貸おしぼり業。 貸ふとん業は(7099)	×	×
	782 理容業	7821 理容業		理髪店,床屋,理容院	×	○
	783 美容業	7831 美容業		美容院,髪結業,ビューティサロン	×	○
	784 一般公衆浴場業	7841 一般公衆浴場業		銭湯業,ふろ屋	×	○
	785 その他の公衆浴場業	7851 その他の公衆浴場業		温泉浴場,蒸し風呂,ソープランド業	×	×
	789 その他の洗濯,理容,美容,浴場業	7891 洗張・染物業	衣服などを分解し,洗張,湯のし,しみ抜き,又は衣類,織物などの染色を行う	洗張業,湯のし業,しみ抜き業	×	×
				染物屋,京染屋,染直し業		
		7892 エステティック業		エステティックサロン	×	×
		7899 他に分類されない洗濯,理容,美容,浴場業		コインシャワー,コインランドリー,マニキュア業,ネイルサロン	×	×

79	その他の生活関連サービス業	793	衣服裁縫修理業	7931	衣服裁縫修理業	個人持ちの材料で衣服の裁縫,衣服の修理を行う	衣服裁縫業,衣服修理業	○	○
		794	物品預り業	7941	物品預り業		自転車預り業 手荷物預り業,荷物一時預り業,コインロッカー業	×	○
		795	火葬･墓地管理業	7951	火葬業			×	×
				7952	墓地管理業			×	×
		796	冠婚葬祭業	7961	葬儀業		斎場	×	×
				7962	結婚式場業		結婚式場業	×	×
				7963	冠婚葬祭互助会		冠婚葬祭互助会	×	×
		799	他に分類されない生活関連サービス業	7991	食品賃加工業	家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賃加工する	小麦粉賃加工 精米賃加工	×	○
				7992	結婚相談,結婚式場紹介業			×	×
				7993	写真現像･焼付業	専らフィルム現像,焼付,引伸を行う	写真現像,焼付業,DPE取次業	×	×
				7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業		易断所,観光案内所,靴磨き業,運転代行業	×	×
							古綿打直し業		

大分類R　サービス業のうち該当するもの

中分類	小分類	細分類		細分類に含まれる業種の例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
89 自動車整備業	891 自動車整備業	8911 自動車一般整備業		（道路運送車両法第７７条に規定する認証工場としての自動車修理工場について）	×	○
		8919 その他の自動車整備業				
90 機械等修理業(別掲を除く)	901 機械修理業(電気機械器具を除く)	9011 一般機械修理業(建設,鉱山機械を除く)		農業用トラクター修理業	×	×
				機械修理業,内燃機関修理業,ミシン修理業		
		9012 建設･鉱山機械整備業		建設機械整備業,鉱山機械修理業	×	×
	902 電気機械器具修理業	9021 電気機械器具修理業	(9021)のうち家庭用電気機械器具の修理をするもの	ラジオ修理業,テレビ修理業	○	○
			その他の修理をするもの	変圧器修理業		
	903 表具業	9031 表具業		表具業,ふすま張業	×	×
	909 その他の修理業	9091 家具修理業		家具修理業,いす修理業	×	×
		9092 時計修理業		時計修理業	○	○
		9093 履物修理業		靴修理業,げた修理業	○	○
		9094 かじ業		かじ業,農機具修理業(手工鍛造によるもの)	×	○
		9099 他に分類されない修理業	(9099)のうち自転車修理業,金物修理業	自転車修理業,自転車タイヤ修理業,金物修理業	○	○

			その他の修理をするもの	楽器修理業,かばん・袋物修理業,のこぎり目立業		

大分類Q　複合サービス業のうち該当するもの

中分類	小分類	細分類		細分類に含まれる業種の例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
87　協同組合(他に分類されないもの)	871　農林水産業等協同組合(他に分類されないもの)	8711　農業協同組合		農協(各種事業を行うもの)	×	○
		8712　漁業協同組合		漁協(各種事業を行うもの)	×	○
		8713　水産加工業協同組合			×	○
		8714　森林組合			×	○
	872　事業協同組合(他に分類されないもの)	8721　事業協同組合		織物協同組合 ニット工業協同組合	×	○

大分類P　医療，福祉のうち該当するもの

中分類	小分類	細分類		細分類に含まれる業種の例示	令第22条第6号該当	法第34条第1号該当
83　医療業	835　療術業	8351　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所		あん摩業,マッサージ業,指圧業,はり業,きゅう業,柔道整復業	×	○
		8359　その他の療術業		温泉療法業,太陽光線療法業,催眠療法業	×	×